平成２４年（フ）第１９号
秋田県由利本荘市中横町20番地　伊勢堂住宅103号
破産者　佐々木華織（旧姓畠山）
1　決定年月日　平成24年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２３年（フ）第１１００号
神戸市東灘区本山南町４丁目３番31―307号
破産者　北山こと成山こと　成　　秀子
1　決定年月日　平成24年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１２６号
熊本県菊池郡大津町大字杉水3410番地63、開始決定時の住所熊本県菊池市隈府1389番地
破産者　渡邊　明子
1　決定年月日　平成24年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第６２２号
熊本市東区御領５丁目３番１号、前住所熊本市北区龍田３丁目30番48号
破産者　東田　麻希
1　決定年月日　平成24年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１８号
熊本市中央区水前寺２丁目17番12号
破産者　石川　　守
1　決定年月日　平成24年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２６３号
熊本市南区良町４丁目10番20―201号　グリーンパレスＮＡＫＡＭＵＲＡ
破産者　後藤　太作
1　決定年月日　平成24年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１号
山梨県富士吉田市下吉田４丁目12番38号
破産者　白須　邦敬
1　決定年月日　平成24年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２３年（フ）第１５４３号
京都市下京区大宮通高辻下る高辻大宮町113番地　ソレイユニシワ402
破産者　古谷　裕之
1　決定年月日　平成24年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１０１号
京都府木津川市相楽台７丁目１番地１　高の原駅東団地５―104号
破産者　土谷　敏晴
1　決定年月日　平成24年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４５８号
長崎県長崎市上小島３丁目１番５号
破産者　島田　利子
1　決定年月日　平成24年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第７７号
長崎県長崎市深堀町３丁目286番地６　深堀ハイツ501号
破産者　吉津　　浩
1　決定年月日　平成24年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１１４号
長崎県長崎市江里町４番29号　田川アパートＢ201号
破産者　安永　映子
1　決定年月日　平成24年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１７９号
熊本県宇土市岩古曽町1136番地３、開始決定時の住所熊本県宇土市花園町785番地２
破産者　中川　雄二
1　決定年月日　平成24年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２２２号
熊本県山鹿市山鹿1394番地、開始決定時の住所熊本市北区清水本町２番39―302号
破産者　寺崎　和子
1　決定年月日　平成24年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

免責許可決定

平成２４年（フ）第１１７号
静岡県沼津市岡宮772番地の８
破産者　三浦　妙子
1　決定年月日　平成24年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１３８号
静岡県伊豆の国市南江間1389番地の１　橋本借家
破産者　兵井　一彦
1　決定年月日　平成24年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１４１号
静岡県沼津市鳥谷81番地の１　川口アパート
破産者　山神　正子（旧姓新出）
1　決定年月日　平成24年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１４２号
静岡県駿東郡小山町菅沼970番地　町住茅沼団地８号、前住所静岡県駿東郡小山町生土390番地　天和造園土木
破産者　小関　公二
1　決定年月日　平成24年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１５０号
静岡県駿東郡清水町伏見630番地の１　フジハイム102、前住所静岡県三島市千枚原１番地の４
破産者　大嶋　夏美（旧姓植田）
1　決定年月日　平成24年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１５６号
静岡県三島市鶴喰24番地の２　県営三島南団地２―407
破産者　舘　　常子
1　決定年月日　平成24年８月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係